

(件名) 今後、新たに養鶏場での感染が起こった場合、一定の範囲を定めて、小規模養鶏・裏庭養鶏での感染があるかどうかの確認をして、その結果を公表することを求める陳情

(陳情の趣旨)

平成16年度(2004年度)に日本国内では79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの家禽への感染が発生した。それを受けて、特定家畜伝染病防疫指針(2004年11月18日農林水産大臣公表)の作成がされ、家畜全般を対象とした伝染病発生に伴う損害に対する補償・手当金の制度が充実した。

しかしながら、この制度充実後にこそ、家畜への伝染病感染の事例が多発している。

しかも、例えば、家禽に対する鳥インフルエンザ感染については、大規模養鶏場でのみ発生があり、小規模養鶏や個人が裏庭で数羽の鶏を飼うと言った裏庭養鶏での発生は確認されていない。

仮に、野生の渡り鳥が海外から毎年ウイルスを持って飛来し、そのウイルスが様々な野生動物へ感染した結果、家禽への感染が起こっているとすれば、大規模養鶏でのみ感染が起こることは不合理である。

そして、仮に小規模養鶏や裏庭養鶏での感染事例があり、それが放置されているならば、いくら防疫措置をとっても無意味である。

事実、100羽未満の規模の養鶏場については家畜防疫員の立入がされていず、消毒命令も出されていない。そのため、裏庭養鶏などで感染拡大が放置されている可能性がある。

裏庭養鶏について、それをやるに当たって届け出の必要はないとされるが、毎年飼育状況についての報告は求められているため、少なくとも市町村レベルにおいては、どこで何羽程度を飼っているかを把握しているものと思われる。

そのため、今後、鳥インフルエンザの家禽での発生が確認された場合、その農場から半径1キロなり3キロなりを決めて、その範囲内での小規模養鶏や個人での裏庭養鶏の全事例について、立ち入り検査を行うなり、PCR検査をするなりして、感染があるかどうかを確認することは可能であるし、その必要がある。

以上の趣旨を持って、次のことを陳情する。

感染が確認された地点からの距離で段階に分け、例えば、3段階であれば、最も近い地域でPCRでの遺伝子検査、中間地域は抗体検査、最も遠い地域は外見異常がないかどうかの確認といった検査を、個人による趣味での養鶏を含めた全事例について行い、結果を公表すること。

以上